

# 弁理士のための著作権法 FAQ

著作権委員会委員長

中川 裕幸

## 目 次

- (A) 著作物性
- (B) 著作者と著作者人格権
- (C) 著作権の効力
- (D) 権利制限
- (E) 著作権契約

弁理士法第4条第3項には、弁理士の業務について「弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物（著作権法第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。）に関する権利（中略）に関する（中略）契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。」と規定されています。

社会において著作権の重要性の認識が増すに従って我々弁理士にとっても著作権は身近な制度となってきました。しかし一方で、我々の業務上で著作権が問題となる事例は、特許などの産業財産権制度との隣接領域、すなわち著作権制度からみればその限界領域で起こる事例であるともいえ、クライアントから相談を受けた際に明確な答えを出しにくいことが多くあります。このたび、パテント誌に原稿を書く機会を頂きましたので、弁理士がかかわる業務の視点から具体的な相談事例を挙げてQ & A形式で著作権制度を鳥瞰することとしました。拾い読みで結構ですので、興味のある課題を一読いただき、著作権制度を再確認してもらえれば幸いです。

## (A) 著作物性

著作権法は同法2条1項1号に、保護対象たる著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義しています。つまり、著作物として保護される対象は、①創作性を有さなければならないこと、②文芸、学術、美術又は音楽というカテゴリーに属さな

ければならないこと、の2つの要件を有さなければならないことを意味します。著作権法の保護要件規定はこの定義規定だけですから、この定義が具体的にどのようなことを意味するのか、考えてみたいと思います。

- (1) <実用品の著作物性>自動車メーカーA社が製造販売する斬新な形状の自動車を、玩具メーカーB社はその外観を忠実に再現した模型を製造し、販売を始めました。B社の行為は著作権を侵害する行為となりますか？

(答え) B社の行為は、著作権侵害とならない。

美術の著作物のカテゴリーにおいて、法が明確に規定している美術工芸品（著作権法2条2項）を除き、原則として実用品は美術の著作物となりえません。実用品の主たる目的は使用することにあつて、知覚して鑑賞することを主目的とする美術の著作物とは異なります。実用品は使用するためのものですからその形態の選択にかなりの制約があり、使用するための形態をベースに美的処理を施した程度では「思想又は感情を創作的に表現したもの」とまでいえないと考えられるからです。もっとも、実用品であっても置物といったむしろ鑑賞を目的として形態を自由に与えることができるもの、またはTシャツや壁紙のような実用品に描かれた絵であっても、実用品を離れて純粋美術として捉えることができるものは著作物として保護されます。

なお、最近、実物の自動車や鉄道車両を忠実に再現した模型に「A社商品化認証済」というような表記を見かけますが、これは模型化にあたり特定の権利について許諾を受けたものというよりは、模型化について両者間で任意の契約を結んだという意味でしょう。新しい権利となりえるかが注目された「物のパブリシティ権」は裁判例で否定されており、また、実物を模型化する行為は不正競争行為とならない旨、判決例で示されています。

★実用品を著作物として認めなかった判決例:「ニーチェアー

事件」(大阪高判平 2.2.14), 「ファービー人形事件」(仙台高判 14.7.9 刑事事件・判例タイムズ 1110 号 248-252 頁)

- ★実用品に描かれた絵画を著作物として認めた判決例: 「T シャツ絵画事件」(東京地判昭 56.4.20)
- ★量産されて産業上利用されることを目的として制作され現に量産されたということのみを理由に, その著作物性を否定すべきいわれはないとして置物を著作物として認めた判決例: 「博多人形事件」(長崎地判昭 48.2.7)
- ★著名人のパブリシティ権は, もともと人格権に根ざすものと解すべきであるから, 競走馬という物について人格権に根ざすものとしての, 氏名権, 肖像権ないしはパブリシティ権を認めることができないことは明らかであるとして, 「物のパブリシティ権」を否定した判決例: 「ダービースタリオン事件」(東京高判平 14.9.12)
- ★実銃の需要者とエアソフトガンの需要者は異なり, 需要者はエアソフトガンの性能や品質について吟味, 評価することで選択しているのであるから, 実銃との間で混同が生じないため混同惹起行為に当たらないとした判決例: 「モデルガン事件」(東京高判決平 15.10.29)

(2) <工業図面の著作物性> A 社は B 社の求めに応じて特殊な装置 X を開発し B 社に納品しましたが, その際に整備マニュアルに添付した装置 X の設計図面 x (汎用 CAD を用いて作図した工業図面) を納付しました。後日, A 社は B 社が設計図面 x とほぼ同じ設計図面 y を使って中国のメーカー C 社に同じ装置 X を発注していることに気づいたため, 設計図面 x に基づいて B 社に対して著作権侵害の訴訟を提訴したいと考えました。A 社の設計図面 x は著作物となりますか?

(答え) 原則として, 設計図面 x は著作物とならない。

工業図面の著作物性を認めた有名な「丸棒矯正機事件」(下記) が存在しますが, この判決例のみによって工業図面が著作物であるという一般的結論を導くことは危険だと思われます。著作物の種類が著作権法 10 条に例示されており, 「地図又は学術的な性質を有する図面, 図表, 模型その他の図形の著作物」が著作物となる旨, 同条 1 項 6 号に規定されています。しかしながら, たとえこの定義に示された対象物であるからといって, それを根拠に著作物として保護されるわけではありません。例えば, 「注文住宅事件」(下記) のように, この事件の対象となった一般住宅は定義上,

明らかに同条 1 項 5 号の「建築の著作物」に該当するものですが, 裁判所は「一般住宅が同法 10 条 1 項 5 号の『建築の著作物』であるということが出来るのは, 一般人をして, 一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて, 建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性を備えた場合, すなわち, いわゆる建築芸術といい得るような創作性を備えた場合であると解するのが相当である。」と述べて一般住宅の著作物性を否定しています。

図面という著作権に親和性のある紙媒体であっても, その創作性は厳しく判断すべきであると思われます。実際, 「丸棒矯正機事件」後に出された「スモークスタンド事件」(下記) の判決例では工業図面そのものの著作物性が否定されています。

なお, 当然のことですが, たとえ図面 x の表現がユニークでこれに著作物性が認められたとしても, それに基づいて製作された機械 X は図面 x の著作権の効力の範囲外のものでありますから, 著作権に明るくないクライアントにはこのことも説明する必要があるでしょう。もっとも, 建築の著作物の複製は「建築に関する図面に従って建築物を完成すること」と定義されており(著作権法 2 条 1 項 15 号ロ), この場合に限り図面の著作権が完成品に及びます。

- ★工業図面は機械工学上の技術思想を表現した面を有し, かつその表現内容(描かれた形状及び寸法)には創作性があると認められるとして工業図面に著作物性を認めた判決例: 「丸棒矯正機事件」(大阪地判平 4.4.30)
- ★建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめる芸術性を有して初めて著作物として保護されるとして一般住宅の著作物性を否定した判決例: 「注文住宅事件」(大阪高判平 16.9.29)
- ★工業図面は, 基本的訓練を受けた者であれば誰でも理解できる共通のルールに従って表現されているのが普通であり, その表現方法そのものに独創性を見出す余地はない, として工業図面の著作物性を否定した判決例: 「スモークスタンド事件」(東京地判平 9.4.25)

(3) <フィギュアの著作物性> 画家 A さんは, カエルを観察しながらカエルを写実的に描いた挿絵 α を描きました。この挿絵 α に著作権は発生していますか? また, 造型家 B さんは, カエルを観察しながらカエルを写実的に複製した食玩のフィギュア β を作成しました。このフィギュア β に著作権は発生していますか?

(答え) カエルの写実的絵画  $\alpha$  については著作権が発生すると考えられるが、カエルの写実的フィギュア  $\beta$  について著作権は発生しないと考えられる。

三次元の実物を二次元の絵画として描くことは、それが写実的なものであっても、構図の選択や陰影を観察することが必要であり、そこに創作性を認めることができると思われます。これに対して、立体物である実物を同じく立体物であるフィギュアに造型することは、単にサイズを縮小して形状を忠実に再現し、色彩を忠実に着色したに過ぎず、たとえ平面物の絵画に比べて情報が多い立体物であっても創作的な作業を認めることはできないといえるでしょう。

もっとも、立体物たる実物から立体物たる造型に創作性が認められにくいといっても、例えば、人間の全体や一部を写実的に模写した高村光太郎の「手」やミケランジェロの「ダビデ像」の著作物性が否定されることはないでしょうから、そのポーズの選択や造型タッチなどを総合的に判断して、その対象物に著作者の想いが込められているか、そして、それを造型から読み取ることができるかを判断することになるでしょう。動物フィギュアの場合でも、カエルが単に葉の上に乗っているようなポーズでは、造形家の想いが入っているとは言いがたいでしょうが、例えば、カエルが葉に乗ってサーフィンしていたり、携帯電話で話しているようなポーズなら造形家の想いが動物の表現を借りて表されている、ということになるでしょう。

なお、平面物たる漫画から立体物であるフィギュアを造型することについて、著作物性を認めた判決例も、また、著作物性を否定した判決例も存在します。

- ★写実的なさし絵に著作物性が認められた判決例「昆虫挿絵事件」(東京地判 昭 36.10.25) ～立体物→平面物○
- ★写実的な動物のフィギュアに著作物性が認められなかった判決例「チョコエッグ事件」(大阪高判 平 17.7.28) (動物フィギュア) ～立体物→立体物●
- ★絵画を基にしたフィギュアが二次著作物として認められた判決例「ガレージキット事件」(京都地判 平 9.7.17) ～平面物→立体物○
- ★絵画を基にしたキャラクターのフィギュアが二次著作物として認められなかった判決例「チョコエッグ事件」(東京高判 平 17.7.28) (アリスフィギュア) ～平面物→立体物●

(4) <編集著作物> 東京の出版社 A 社は、ユニークな誌面レイアウトを有する関東地区の就職情報誌  $\mu$  を出版していますが、B 社はこの就職情報誌  $\mu$  と全く同じ誌面レイアウトで近畿地区の就職情報を掲載した就職情報誌  $\nu$  を発刊しました。B 社の行為は編集著作物としての就職情報誌  $\mu$  の著作権侵害となりますか？

(答え) 就職情報誌  $\nu$  は就職情報誌  $\mu$  の著作権侵害とはならない。

著作権法 12 条は編集著作物について、「編集物(データベースに該当するものを除く。以下同じ。)でその素材の選択又は配列によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定します。この意味は素材の選択又は配列のみを保護するとの意味ではなく、素材も含めて、全体として保護するとの意味です。

従って、就職情報誌  $\mu$  の誌面レイアウトに素材の配列に創作性が認められるとしても、素材を含めての著作物となるわけですから、素材が全く異なれば(東京の求人情報ではなく大阪の求人情報を載せるのですから)、編集著作物の侵害は成立しないこととなります。

素材の選択又は配列の創作性	素材の同一性*	編集著作物の侵害の成立
○	○	○ (a)
○	×	×
×	○	×
×	×	×

\*……素材自体の著作物性は問われないため、単なる数値データを集めたものであって編集著作物となる可能性はあります。また、素材の同一性が問われるとは言っても、完全な同一性が求められるわけではありません。

- ★レイアウトが似通っているものの、素材が異なるため著作権侵害が否定された判決例:「ケイコとマナブ事件」(東京地判 平 16.3.30) ～上記表中 (b)
- ★レイアウトの創作性を否定した判決例:「知恵蔵事件」(東京高判 昭 11.10.28) ～上記表中 (c)
- ★リスト項目配列の創作性を否定した判決例:「松本清張作品リスト事件」(東京地判 平 11.2.25) ～上記表中 (c)
- ★英和辞典の単語文例の選択について完全に同一ではないものの、単語文例の選択に創作性があって両者の一定数が類似するとして著作権の侵害を認めた判決例:「時事英語要語辞典事件」(東京高判 昭 60.11.14) ～上記表中 (a)

(5) <データベース> A社は特定地域のレストランについての情報を収集し、住所、電話番号、最寄駅、中華や和食といった食事の種別から自由に検索できるデータベースχを作成して、ネット上で公開しました。データベースχには著作権が発生しますか？

(答え) データベースχには著作権が発生しない。

まず、データベースは、著作権法2条1項10号の3に「論文、数値、図形その他の情報の集合物であって、それらの情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう」と定義されるように、コンピュータによって扱われる電子情報のことをいいます。紙媒体に記録された情報は、データベースに該当しません。

そのうえで、著作権法12条の2は「データベースでその情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有するものは、著作物として保護する」と規定しています。データベースは特定項目内の入力情報をキーワードとして、蓄積された情報の中から特定の情報を取り出すものですから、編集著作物と異なり「情報の配列」は意味を成しません。その代わりに「情報の選択又は体系的な構成」についての創作性を問題とします。体系的な構成とは、例えば上位概念・下位概念のキーワードによって階層的に情報を関連づけしているものなどがこれに該当します。上記問題のデータベースχのようにありふれた項目で情報が整理されただけでは創作性があると認められることは難しいと思われます。

★収録している情報項目は自動車車検証に記載する必要のある項目と自動車の車種であり、これらは（自動車整備業者のデータベースとして）通常選択されるべき項目であるとして、創作性を認めなかった判決例：「自動車整備データベース事件」（東京地判平13.5.25）

★職業別分類体系が検索の利便性の観点から原告独自の工夫が施されたものであるとして創作性を認めた判決例：「タウンページデータベース事件」（東京地裁平12.3.17）

コラム1 ～ 経済的な価値と創作的な価値

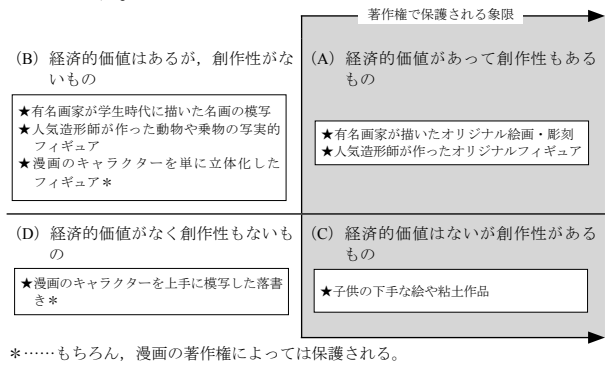
「子供の下手な絵が著作物だというなら、大人の上手い絵は当然に著作物である」

……一見、正しい論理のように聞こえますが、著作権法から見ると視点がずれています。確かに子供の下手な絵よりは、大人が商業的な意図をもって表した上手い絵は経済的価値が高いでしょ

う。しかし、経済的な価値と創作的な価値とはイコールではありません。例えば、上述のチョコエッグ事件で動物フィギュアは創作性がないとして著作物性を否定されましたが、だからといってその判決以来、動物フィギュアのネットオークションでの取引価格が暴落した、などという事実はありません。我々弁理士の感覚では特許が無効になることはその経済的価値がなくなることと同義となるため、著作物もその延長線上で考えがちですが、著作物性の否定（著作権法による保護の否定）は必ずしも経済的価値の喪失と同義でないことを再確認すべきです。

ここで、著作物の経済的な価値と創作的な価値を整理するために、同じ自動車の写真をみながら子供と大人がこれを複写した場合を考えてみましょう。子供はうまく筆記具を扱えない分、子供の絵は線がよれたり、色使いが変わったりするためオリジナリティが出てくるといえます。逆に大人が自動車を精密に描けば描くほど、複写機によるコピーと変わらなくなり、オリジナリティが消失することになります。自動車の姿かたちの再現という意味では、大人の描いた精密な絵の方が経済的価値は高いでしょうが、著作権法は創作性を保護要件とすることを忘れてはいけません。従って、上記表題の論理を訂正するとしたら、「子供の下手な絵だからこそ、著作物になる可能性が高い」ということになります。

さて、「著作物性の有無」と「経済的価値の有無」を2つを軸にして整理してみると、下記のような関係になっています。動物を精密に再現したフィギュアは高値で取引されるとしても、著作権法による保護は受けられません。逆に、子供の下手な絵だからといって、コンクールに出す際に先生が一部手を入れるなどということは、子供が有する著作者人格権（同一性保持権）を侵害することになります。



## (B) 著作者と著作者人格権

著作権制度では特許等と異なり、登録原簿が存在しませんから、実務上、著作権の譲渡を受けたい場合や利用許諾を受けたい場合など、著作権者が誰なのかということは重要な確認事項となります。著作権の譲渡契約を著作権者ではない人と結んでしまった、などという笑えないことも起こり得ます。また、著作者及びその相続人は譲渡できない著作者人格権を著作権の保護期間にわたって有することになりますから、著作権の譲渡を受ける人や利用許諾を受ける人は、著作権者が異なる場合は、著作者が誰なのか、ということにも注意をしなければなりません。このように、著作権の実務においては、上述した著作物性という客体的な問題と並んで、著作者および著作権者という主体的な問題が重要なテーマとなります。

(1) <職務著作> A社の従業員Bさんは職務上、新入社員教育用の研修テキストαを執筆しました。この場合、研修テキストαの著作者は常にA社となりますか？

(答え) この状態のままではA社が研修テキストαの著作者とならない。

著作権法15条1項に規定するとおり、A社が研修テキストの著作者となるためには、A社の名前で公表するか、A社とBさんとの間の契約または就業規則に「A社の名前で公表しなくとも職務上の著作物はA社が著作権者となる」旨規定している必要があります。

会社と個人の間には雇用関係があるかどうかを判断するにあたっては、「RGBアドベンチャー事件」(下記)の最高裁判決において、具体的事情を総合的に考慮して行う旨の判断が出ています。

★会社名での公表がなかったとして職務として作成した講習テキストが職務著作物ではないと判断された判決例：「講習テキスト事件」(東京地判平18.2.27)

★従業者にあたるかどうかは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実体と、法人等がそのものに支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを考慮するのが相当であるとして、職務著作の成立を認めた判例：「RGBアドベンチャー事件」(最判平15.4.11)

(2) <職務著作> A社の従業員Bさんは職務上コンピュータプログラムβを作成しました。このコンピュータプログラムβの著作者は常にA社となりますか？

(答え) 常にA社がコンピュータプログラムβの著作者となる。

対象物がコンピュータプログラムである相違を除き、上記問題と全く同じ状況ですが、著作権法15条2項に規定するとおり、コンピュータプログラムについてはA社の名前での公表が要求されませんから、この状況でコンピュータプログラムβの著作者はA社となります。

著作者は著作者人格権を有しますが、自然人にのみ認められる民法上的人格権(肖像権やプライバシー権)と異なり、法人であっても著作者人格権を有するため、A社は同一性保持権(著作権法20条)や氏名表示権(著作権法19条)を有することになります。

(3) <著作者人格権>釣具のメーカーであるA社は、ファミリーフィッシングの昂揚普及のため、社外の釣関係のライターBさんに依頼して堤防釣りの釣場に関するガイドブックgの作成を依頼し、2005年度版を配布しました。このときA社はBさんからガイドブックgの著作権の譲渡を受けたものの著作者人格権についてなんら契約で定めませんでした。1年後、A社は社内のDさんを担当にして釣場の駐車場情報などをアップデートして、Dさんを執筆者として表記した2006年度版を配布しました。また、このガイドブックgと同じ内容を会社のホームページ上に掲載しました。次のうち、A社のどの行為が著作権法上問題となるのでしょうか？

- (i) Bさんの許可なくガイドブックを再出版したこと。
- (ii) Bさんの許可なくBさんの名前を外したこと。
- (iii) Bさんの許可なくガイドブックの内容をアップデートしたこと。
- (iv) Bさんの許可なくガイドブックの内容をホームページ上に公開したこと。

(答え) Bさんは著作者人格権を有するため、氏名

表示権（著作権法 18 条）を侵害する (ii) の行為が問題となる。

(iii) の行為は、同一性保持権（著作権法 20 条）に対してグレーな行為です。「法政大学論文事件」(下記)、「ゴーマニズム宣言事件」(下記)に代表されるように同一性保持権は厳しく判断された事件もありますが、「講習テキスト事件」(下記)では、同一性保持権の権利制限規定を広く見えています。上記問題のようにガイドブック g に掲載する情報のアップデートは、「講習テキスト事件」と同じく目的及び態様に照らしてやむをえない改変（同条 2 項 4 号）に該当し、同一性保持権の侵害に当たらないと判断される可能性が高いでしょう。なお、ガイドブックは既に公表されているので、B さんは公表権（著作権法 17 条）を行使し得ません。

会社は著作権者であるので複製権（著作権法 21 条）と公衆送信権（著作権法 23 条）を有しているため、(i) と (iv) の行為は問題ありません。

B さんとのトラブルを避けるためには、A 社は著作権の譲渡を受ける際に、著作者人格権の不行使について取決めを行っておくべきでした。

★論文の削除、変更等は、広報課の担当者が一般的な被告雑誌の表記の基準及び予算上の都合に基づいて行ったものであり、懸賞論文の制度等の趣旨に沿った教育的な措置であると認めることはできないとした判決例：「法政大学論文事件」(東京地判 平 2.11.16)

★ 32 条の規定により引用する場合、引用したい部分が長く、それを省略したいときに、省略した部分について何の表示も無く、あたかも連続した文章であるように体裁にすることは改変にあたるとした判決例：「ゴーマニズム宣言事件」(東京高判 平 12.4.25)

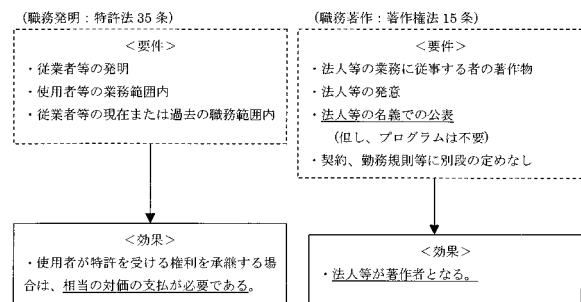
★当該分野における最新情報を加えたり説明事項を追加しているものであり、講習の資料に用いるという利用の目的及び態様から、やむを得ない改変に当たるとして、同一性保持権の侵害を認めなかった判決例：「講習テキスト事件」(東京地判 平 18.2.27)

## コラム 2 ～ 職務発明と職務著作

「職務発明は使用者が相当の対価を支払う必要あり……で、職務著作は？」

……職務発明の高額訴訟が相次ぐなか、じゃ職務著作はどうだったっけ？と改めて著作権法を確

認し直した皆さんも多いと思います。両者を簡単に比較すると次の通りです。



このように、職務著作に該当する著作物は対価の支払なく法人の著作物となります。

しかしながら、プログラムを除く一般の著作物が職務著作となるためには、法人等の名義で公開することが条件となっており、訴訟でもこの点は厳密に判断されています（例えば、上述した「講習テキスト事件」東京地判 18.2.27）。このため、法人からこの制度をみると、法人等の発意に基づくものであって、法人等の業務に従事する者の著作物は（公表名義に関わらず）法人の著作物となる旨、就業規則に明記することが重要です。もちろん、著作権を一旦、従業者の著作物として認めて会社がその譲渡を受ける形態の選択も有り得ますが、この場合は著作者人格権が従業者に残ってしまいます。そうすると、その不行使契約を手当てしなければならず、さらにその著作権が第三者に移転した場合はこの不行使契約が働かないことを考えると（第三者は従業者の契約相手ではないため）、好ましい状態とはいえないでしょう。

## (C) 著作権の効力

見落としがちですが、著作権法と特許法との大きな相違点として、両者の効力の違いがあります。この違いは単に保護対象の相違から来るものではなく、効力の本質が異なることから来ているものです。これを理解すると、著作権制度全体の掌握が楽になりますので、是非とも抑えてください。

(1) <著作権の効力の本質> A さんは、秋葉原の露店で映画 α の海賊版 DVD を海賊版と知っ  
ていながら購入し、この映画 α を鑑賞しました。A さんのこの鑑賞行為は映画 α の著作権を侵害しますか？

(答え) 映画 α の著作権を侵害しない。

上記行為は、経済道徳的にほめられたことではありません。しかしながら、著作権は他人が映画を知覚し、鑑賞する行為を規制する権利ではありませんから、著作権法上は、権利侵害行為となりません。

なお、もちろん海賊版の製造業者及び販売者は、映画αについての複製権（著作権法 21 条）と頒布権（同法 26 条）を侵害していることとなります。

(2) <みなし侵害> A さんは、秋葉原の露店でビジネスソフトβの海賊版 DVD-ROM を海賊版と知っていながら購入し、業務上使用しました。A さんのこの使用行為はビジネスソフトβの著作権を侵害しますか？

(答え) ビジネスソフトβの著作権を侵害する。

対象物がプログラムである点と業務上に使用している点を除き、上記海賊版映画の問題と全く同じです。しかしながら、プログラムについては、その性質上、加重的な保護が与えられており、著作権法 113 条 2 項に規定するとおり、上記行為は著作権侵害とみなされます。このみなし規定が唯一、著作権法が著作物の利用者が行う直接行為をコントロールする規定となります。

(3) <複製権> A 誌に工作機械メーカー B 社が好意的に取り上げられ、B 社の担当者は、この記事について、A 誌から社員に配布するために記事をコピーすることについて許諾を得ました。そこで、担当者は社外に通じていないイントラネットで B 社の社員全員に記事の画像データを配信しました。この行為は A 誌の有する著作権を侵害することとなりますか？

(答え) イントラネットによる A 誌の記事の配信は著作権の侵害となる。

近年、ブログ発の小説など、文章の著作物が印刷媒体ではなくネット上で配信されることが特別なことではなくなっていますが、著作権法上でこれら行為を判断するときは、著作物の複製と伝達の権利は全く別のものとして取り扱われることに注意が必要です。

著作権法上は、「複製」と「公衆送信」とは別の支分権です。「社外に通じていないイントラネット」といっても、公衆送信に当たります。A 誌の記事を複写機でコピーを取って配布する作業を分析すると、コピーを取るといふ複製行為とコピーを配るといふ伝達行為に分けられます。後者の行為は、著作権法はコピー

(複製物) の配布を譲渡権（著作権法 26 条の 2）がコントロールしますが、B さんは社員に配布することについて A 社から許諾を得ていますから、譲渡権を侵害しません。それに対して、インターネット及びイントラネットによる伝達は、公衆送信権（著作権法 23 条）として譲渡権とは別の支分権がコントロールします。B さんがもしこのような形態での記事の伝達を行いたかったのであれば、最初から公衆送信についての許諾も得ておく必要があったわけです。

### コラム 3 ～ Copyright と著作権

#### 「Copyright と著作権は同義か？」

……試しにネット上の自動英語翻訳サイト [exite \(http://www.excite.co.jp/world/english/\)](http://www.excite.co.jp/world/english/) にアクセスして、「著作権」を英訳してみましょう。「Copyright」と訳されます。しかしながら、米国の著作権法はその名前の通り複製権から発した著作（財産）権としての意味合いが強く、著作者人格権はきわめて限定的なため（氏名を表示する権利や改変を禁止する権利は絵画、図画、版画、彫刻といった”visual art”についてのみ認められる／米国著作権法 § 106A）、わが国の著作権法上の著作者人格権を含んだ「(広義の) 著作権」と米国著作権法の「Copyright」は権利内容として大きくズレていることとなります。すなわち、日本では著作権＝著作（財産）権＋著作者人格権という構造であり著作者人格権を著作者が生涯持ち続けて著作物に影響を及ぼし続けるのに対して、米国では多くの著作物が著作権＝著作（財産）権ということになりますから、著作権が著作者の手を離れてしまうと著作者は自分の著作物であるといっても影響力を及ぼすことはできません。このため、米国では日本やヨーロッパに比べて著作権の経済的利用が行われやすい、といわれています。

(4) <頒布権> 中古品を販売するお店で、PS2 用 ロールプレイングゲームのゲームソフトを見かけました。このゲームソフトの中古販売はゲームソフト x の著作権を侵害することとなりますか？また、同じ店で昨年オリジナルビデオとして市販された映画 y の DVD を見かけました。この DVD の中古販売は映画 y の著作権を侵害することとなりますか？

(答え) ゲームの中古販売, DVD の中古販売はどれもゲーム x, 映画 y の著作権を侵害しない。

著作権法の中で, 映画の著作物はプログラムの著作物と並んで特異な権利体系を持ち, 支分権についても他の著作物が有さない頒布権(著作権法 26 条)を有します。頒布とは複製物を公衆に譲渡し, 又は貸与すると定義され(著作権法 2 条 1 項 19 号), よって頒布権とは譲渡権(著作権法 26 条の 2)と貸与権(著作権法 26 条の 3)を合わせた権利と言うことができます。加えて, 通常の譲渡権には, いわゆる消尽による複製品譲渡に対する権利制限が規定されるのに対して(著作権法 26 条の 2, 2 項), 頒布権にはこの消尽による権利制限がないため, 他の著作物に比べて映画は強力な権利を有することになります。

しかしながら, ご存知の通り, ゲームソフトに関しては平成 14 年に「中古ゲームソフト事件」の最高裁判決が出されています。この判例においては, ロールプレイングゲームのゲームソフトは映画の著作物であると認めたとうえで, 頒布権については「公衆に提示することを目的としない家庭用テレビゲーム機に用いられる映画の著作物の複製物の譲渡については, 市場における商品の円滑な流通を確保するなど(中略)の観点から, 当該著作物の複製物を公衆に譲渡する権利は, いったん適法に譲渡されたことにより, その目的を達成したものとして消尽し, もはや著作権の効力は, 当該複製物を公衆に再譲渡する行為には及ばないものと解すべきである」として他の著作物と同じく譲渡権は消尽していると判断し, 中古ゲームソフトの販売行為はゲームソフトの著作権を侵害しないと判断しました。「中古ビデオソフト事件」(下記)において, 映画の配給制度を前提としないオリジナルビデオの映画についても「家庭用テレビゲーム機用ソフトウェアと変わるところはなく, 上記最高裁判決の権利消尽の原則についての説示は, 本件各ビデオソフトにも当てはまる」として, このような中古ビデオソフトの販売行為も映画の著作権を侵害する行為ではないと判断しました。

もっとも「中古ゲームソフト事件」と「中古ビデオソフト事件」の両判決とも, 「配給制度を通じた公の上映を目的とする劇場用映画」とは一線を画して判断をしていますから, 一般の劇場用映画の中古 DVD 販売についてこの消尽理論を当てはめることはできません。

ただし, 最高裁判決が消尽について示した, ①著作権は社会公共の利益との調和の下において実現され

必要があること, ②消尽を認めなければ市場における著作権又はその複製物の円滑な流通が妨げられること, ③譲渡された著作物又はその複製物について, 著作権者等が二重に利得を得ることを認める必要性がないこと, という三つの理由を考えると, 過去, 映画フィルムが封切館→二番館→名画座というように順を追って興行された時代(入場料は安くなるが, 画質がだんだん悪くなっていった)の劇場用映画のビジネスモデルは確かにこの消尽理論には該当しなかったでしょう。しかし, 劇場公開→有料放送→DVD 販売→TV 放送といういわゆる「ウィンドウ戦略」による投資資金の回収制度が採られている現在では, 劇場用映画とそれ以外の映画との境界線は徐々に薄れつつあるとも言えます。

★ロールプレイングゲームのゲームソフトの頒布権について消尽を認めた判例:「中古ゲームソフト事件」(最判平 14.4.25)

★オリジナルビデオの頒布権について消尽を認めた判決例:「中古ビデオソフト」事件(東京高判 H14.11.28)

(5) <出版権> A さんは, 勤務する B 社の総務部の依頼を受けて社内報に自分の趣味である釣りについて旅行記 β を執筆しました。その後, A さんは全く同じ内容を釣り雑誌 C に投稿して, 掲載されました。A さんと B 社との間で何も取決めがなされていないとき, A さんのこの行為は B 社のなんらかの権利を侵害しますか?

(答え) なんら権利を侵害する行為ではない。

A さんが書いた文章が B 社の出版物に掲載される場合は, ① A さんが B 社に著作権の譲渡した, ② A さんが B 社に著作権のうち複製権のみ譲渡した, ③ A さんが B 社に出版権を設定した, ④ A さんが B 社に文書の利用許諾を行った, という 4 つの形態のいずれかに該当します。通常, 執筆を依頼され, それに応じて文章を執筆したというような問題にあるようなケースでは, 出版権が設定されるわけではなく, ④の利用許諾をしたに過ぎないと考えられますから, B 社は旅行記 β についていかなる権利も有すことはありません。もし, B 社が二重投稿を禁止したいと考えるなら, 例えば期間を定めるなどしてその旨の禁止契約を A さんと結ぶことがよいでしょう。

A さんがプロの執筆者であれば, 書籍を出版する場合に, 出版社に対して出版権を設定することが多いで



しょう。出版権とは、「設定行為で定めるところにより、頒布の目的をもって、その出版権の目的である著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する」ことを専有する権利であり（著作権法 80 条）、特許法で比喻すれば複製権に対する専用実施権ということになります。

なお、出版権は「版權」とも呼ばれますが、現在ではこの言葉は、複製権や著作権自体の意味で使われることが多く、著作権法上の出版権と全く異なった意味になってしまっています。

(6) <保護期間の計算> 2006 年 17 年 4 月 10 日に封切られた映画 Δ の著作権の存続期間満了日は 2076 年 4 月 10 日ですか？

(答え) 映画 Δ の著作権の存続期間満了日は、2076 年 12 月 31 日となる。

著作権法 54 条に、「映画の著作物の著作権はその著作物の公表後 70 年を経過するまでの間存続する」と規定されており、この条文を当てはめれば 2006 年 17 年 4 月 10 日に封切られた映画 Δ の著作権の存続期間満了日は 2076 年 4 月 10 日となります。しかしながら、著作権法は保護期間の計算方法については、あらかじめ同法 57 条に「著作者が死亡した日又は著作物が公表され若しくは創作された日のそれぞれ属する年の翌年から起算する」と規定しています。すなわち、著作権の存続期間の満了日は翌年の 1 月 1 日から起算されますから、原則として全ての著作権は該当年の 12 月 31 日に満了することとなります。従って、映画「ゴジラ」の公開年月日は 1954 年 11 月 3 日ですが、1954 年が公開年であることが分かれば公開された月日が分からずとも、映画「ゴジラ」の著作権の存続期間満了日は 2024 年 12 月 31 日であることが分かります。

なお、この保護期間の計算方法は、ベルヌ条約第 7 条 (5) の「保護期間は、死亡の年又はそれらの事実が発生した年の翌年の一月一日から計算する」旨の規定に準拠しており、ベルヌ条約加盟国は皆この計算方法を採用しています。

著作権法の改正により、2004 年 1 月 1 日より映画の保護期間が 50 年から 70 年に延長されましたが、「53 年公開映画事件」（下記）において、「ローマの休日」や「第十七捕虜収容所」といった 1953 年公開の映画は、2003 年 12 月 31 日にその存続期間が満了しており、この法律改正の恩恵を受けられないと判断されました。

★ 1953 年公開の映画の保護期間は著作権法改正によって 70 年に延長されないと判断された判決例：「53 年公開映画事件」（東京地判 平 18.10.6 / 仮処分申立事件は同東京地裁において平 18.7.11 決定）

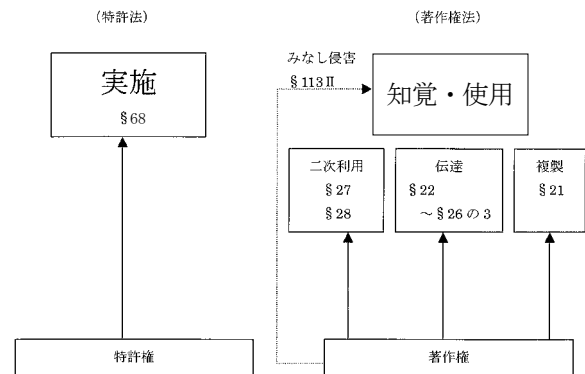
#### コラム 4 ～ 特許権の効力と著作権の効力

「なぜ特許権の効力は 1 条文なのに、著作権法の効力は 11 条文もあるのだろうか？」

……弁理士なら、なじみのある特許法と比べて、まず浮かぶのはこの疑問でしょう。この答えの一つは、特許法の保護対象が発明という単一のものであるのに対して、著作権法の保護対象が著作権の保護対象が言語、音楽、美術、建築物、映画、プログラム等多岐に亘っているからでしょう。しかし、さらに詰めていくと、次の相違に気づくはずで

特許権：「実施」という直接的行為をコントロールする権利である。

著作権：「知覚・使用（プログラム）」という直接行為をコントロールする権利ではない。



著作権とは「映画を観せる権利を専有する」とか「本を読ませる権利を専有する」といったように、人の行為を直接コントロールする権利ではありません。したがって、著作権は行為者の直接行為をコントロールできないために、複製や伝達など多様な直前行為のそれぞれについて権利を設定しなければならなかったため、条文数が増えたと考えられます。

一時期、書店で書籍の内容を携帯電話のカメラで撮影する行為が問題となりましたが、これは明らかに著作権（複製権）違反です。しかしながら、立ち読みは、複製や公衆送信などの行為が伴わないので著作権違反となりません（もちろん、程度がひどければ情報をタダで取得しているのですから一般的な不法行為の問題となるでしょう）。見

落としがちですが、放送映像の視聴を制限するスクランブル放送について、違法なスクランブル解除装置（技術的制限手段の解除装置）等の製造・販売行為の規制は著作権法ではなく不正競争防止法によって行っていますが（不正競争防止法 2 条 1 項 10 号）、これは同理由によるものです（技術的保護手段の解除によって障害が生じないようにした複製については著作権法 30 条 1 項 2 号に規定があります）。

なお、この著作権の効力の原則には例外が 1 つのみ存在します。上記の問題にあるように、著作権法 113 条 2 項に、違法に複製されたプログラムの業務上の「使用」行為は、著作権侵害とみなす旨規定されています。

#### (D) 権利制限

著作権法は同 1 条においてその法目的を「著作物等の文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図る」と定めています。すなわち、著作権法は、特許法と異なり、著作権の保護だけではなく、利用者の公正な利用を考慮することが大切である旨を明言しています。従って、著作権法を制限する各種規定は著作権法の保護のバランスを取る上で、著作権の体系上、重要な規定群となっています。

(1) <私的利用> A 社は表札を作成する会社であり、お客が表札デザインを持ち込んだ場合、それに合わせて個性的な表札を製造するサービスを行っています。ある日、お客さんの b さんから、「世界で一番有名なネズミ」のキャラクターの絵柄 m を自分で模写した表札デザイン案が持ち込まれ、その表札の作成を依頼されました。A 社がこの表札を作成することは、b さんの私的利用行為であるから、同キャラクターの絵柄 m の著作権を侵害するものではない？

(答え) b さんの私的利用行為に当たらないため、A 社の行為は同絵柄 m の著作権を侵害する。

私的利用の権利制限に関する著作権法 30 条 1 項には、「……その使用する者が複製することができる」と規定されています。従って、例えば b さん自身が木彫りなどで自ら表札を製造することはこの権利制限に該当するため問題はありませんが、b さんの依頼により A 社が制作することはこの権利制限に該当しません。

(2) <引用> A 店は地方の老舗料理屋です。ある著名な小説家（存命中）b さんの昭和 30 年代に書かれた随筆 t の中で既に A 店の名前が出てきていました。A 店はインターネット上にホームページ上を開設しており、広告目的で、b さんと随筆 t の名称を明記したうえで A 店に関するくだりの文章を掲載しました。この行為は引用行為に当たるから、問題は無い？

(答え) 引用行為に当たらないため、随筆 t の著作権を侵害する。

著作権法 32 条に掲載されている引用は、同条文のほか「パロディ写真事件」（下記）の最高裁判決によって解釈され、原則として次の要件を満たす必要があります。

- ① 引用が報道、批評、研究、その他の目的でされていること（著作権法 32 条 1 項）。
- ② 公正な慣行・正当な範囲であること（著作権法 32 条 1 項）。
- ③ 引用に必然性があり、最小限であること（法目的）。
- ④ 引用部分が明瞭に区別されること（最高裁判決）。
- ⑤ 引用部分が従たる部分になっていること（最高裁判決）。
- ⑥ 著作者人格権を侵害しないこと（最高裁判決）。
- ⑦ 出所を明示すること（著作権法 48 条 1 項, 3 項）。

① の引用目的の要件は例示列举されていますが、「文化の発展に寄与する」という著作権法の法目的を鑑みれば、広告目的は「その他の目的」に該当しないと考えられるでしょう。また、条文に明確ではないものの、引用には③の必然性・最小限の要件も一般的に求められる要件といわれていますので、広告として文章を表示することは必然性があるとはいえないでしょう。従って、上記問題のケースは①及び③の要件を欠くので、著作権法 32 条にいう引用とは認められないこととなります。

★引用となるためには、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められる場合でなければならぬというべきであり、更に、(中略)、引用される側の著作物の著作者人格権を侵害するような態様で行う引用は許されないと判断した判例：「パロディ写真事件」（最判昭 55.3.28）

(3) <著作権と原作品の所有権> A社のオーナー社長であるaさんは、有名な画家b氏(存命中)が描いた日本画zをオークションで競り落とし、その日本画zを絵皿に焼き付けて会社創立25周年パーティーの来場者に配りました。aさんのこの行為に問題はありますか？

(答え) aさんの行為は、b氏が持つ日本画zの著作権を侵害する。

日本画zの原作品の所有権はaさんにありますが、日本画zの著作権は依然、著作者であるb氏が持っています。著作権と原作品の所有権は別物であることは、最高裁の判例「顔真卿自書建中告身帖事件」(下記)により明確にされています。

従って、aさんが日本画zを絵皿に焼き付けることは、著作物の複製に当たりますので、bさんが日本画zについて有する著作権を侵害する行為となります。

★美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないとした判例：「顔真卿自書建中告身帖事件」(最判昭59.1.20)

(4) <著作権と原作品所有者の行為> A社のオーナー社長であるaさんは、有名な画家b氏(存命中)が描いた日本画zをオークションで競り落とし、A社の社屋ロビーに飾りました。aさんのこの行為はb氏が持つ日本画zの著作権を侵害しますか？

(答え) b氏が持つ日本画zの著作権を侵害しない。

さっと読むと、著作物の所有者がそれを展示できるのは当たり前じゃないか、と思ってしまいますが、これを著作権法に当てはめるともう少し複雑です。まず、画家のb氏は日本画zの著作権を有し、著作権法25条の展示権を持っていますから「美術の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利」を専有します。もし、著作権法が同25条のみしか規定していなかったら、aさんの行為はb氏の著作権を侵害することになってしまいます。

しかしながら、著作権法は権利制限規定として著作権法45条1項を設け、同条文中に「美術の著作物の原作品の所有者は、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる」旨規定していますので、aさんはb氏の有する著作権を侵害することなく、日本画zを展示することができることとなります。なお、

同条2項には逆に除外規定があり、美術の著作物を屋外等に展示することはできない旨が規定されていますから、日本画zをA社社屋の通りに面したショーウィンドーに展示するようなことはできません。

#### コラム5 ～ 営利行為に使える権利制限規定

「権利制限規定が多すぎて、どれかに該当するのか、しないのかよく分かりません(泣)」

……総括的な権利制限規定であるフェアユース規定を有する米国の著作権法と異なり、日本の著作権法は権利侵害とならない行為を個別具体的に細かく規定しています。このため、私的使用(30条)、引用・転載行為(32条、39条、40条)、図書館での行為(31条)、教育関係の行為(33条、34条、35条、36条)、福祉関係の行為(37条、37条の2)、非営利・無料の行為(38条)、報道関係の行為(40条、41条)、立法・司法・行政の行為(42条、42条の2)、放送局関係の行為(44条)、美術・写真・建築関係の行為(45条、46条、47条)、コンピュータプログラムに関する行為(47条の2)と実に20条文にわたる著作権の権利制限規定が設けられています。

しかしながら、適用要件をよく読むと非営利行為に限られていたり、行為者が教育機関や報道機関に限られていたり、さらに媒体が新聞・雑誌に限られていたりして、我々弁理士が日常相談を受けるクライアントの営利行為には適用できないものが多いことがわかります。

新聞社や放送局ではない一般的な企業が、営利行為において主張できる権利制限は次のものに限られます。

- ① 他人の主張や資料を引用する行為(32条1項)
- ② 行政の広報資料を刊行物に転載する行為(32条2項)
- ③ 美術品・写真の原作品を所有者が展示する行為(45条)
- ④ 屋外設置の美術品・建築物を利用する行為(46条)
- ⑤ プログラムの所有者のバックアップ用コピー作成、修正、改良(47条の2)

プログラムに関しては使用許諾契約においてプログラムの修正や改良が禁止されていることが多いので、その点にも注意が必要です。

なお、著作権侵害を主張された場合、通常、防御側は(A)著作権法上の著作物に該当するかと

いう著作物性の検討、(B) 例えば防御側の行為が著作物を完全に再生したものに当たらないとか、独自創作したもので複製に当たらないという支分権の該当性の検討、(C) この項で説明した権利制限の該当性の検討、(D) より広く権利濫用や信義則違反の検討を行います。営利行為に限って言えば(C)の権利制限による救済は存外に狭いため、(A) や (B) で争うことが多いといえます。

### (E) 著作権契約

特許制度と異なり、著作権制度には登録審査も登録原簿も存在しないため、多くの点で権利関係が不明瞭となります。著作権法はその譲渡や利用許諾について契約の自由をうたいながら一部に制限を加えており、有効な著作権契約書を作成するためにはこれを理解する必要があります。加えて、プログラムなどの著作物は他者の依頼で作成する場合も多く、著作権契約は著作物作成に関する請負契約的な側面を避けて通れません。このように著作権契約は、特許権契約と異なる問題点を有しますから確認をお願いいたします。

(1) <契約における著作者人格権> ソフト会社である A 社は、著作権フリーの CD-ROM 版写真集を作成しようと思い、写真家 B さんから写真 P を買い取ることにし、B さんとの間で「B は、写真 P についてすべての著作権および著作者人格権の一切を A 社に譲渡する」旨の契約を結びました。A 社は著作者人格権を有しますか？

(答え) A 社は著作者人格権を有さない。

著作権法 59 条に規定されるように、「著作者人格権は著作者の一身に専属する」ため、譲渡することができません。これは強行規定ですから民法 91 条の契約自由の原則があっても、覆すことができません。従って、写真 P に関する著作者人格権は、B さんに残ることになります。当事者間で著作者人格権の不行使特約を結ぶことは有効と考えられますので、通常は契約に「B は写真 P についての著作者人格権を A 社及び A 社が指定するものに対して行使しない」旨の約定を入れることとなります。

(2) <契約における翻案権> アニメーション会社である A 社は、アニメーションの原案とするため社外の脚本家 B さんから短編小説 Q の著作権を買い取ることにし、B さんとの間で「B

は、短編小説 Q についてすべての著作権を A 社に譲渡する」「B は、短編小説 Q についての著作者人格権を A 社及び A 社が指定するものに対して行使しない」旨の契約を結びました。A 社は、短編小説 Q を基にアニメーション作品を作成する権利を有しますか？

(答え) A 社はアニメーション作品を作成する権利を有さない。

著作権法 61 条 1 項に「著作権はその全部又は一部を譲渡することができる」旨規定されていますが、続いて同条 2 項に、「著作権を譲渡する契約において、第 27 条又は第 28 条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推定する」旨規定されています。従って、「すべての著作権」と規定しただけでは、未だ翻案権（著作権法 27 条）や二次的著作物（著作権法 28 条）に関する権利は A 社に譲渡されていないこととなりますから、注意が必要です。

(3) <著作権の権原がなかった場合の依頼主の責任> A 社は釣具を製造するメーカーですが、広告代理店である B 社に広報誌の作成を依頼して、これを受け取り、小売店に配布しました。しかしながら、過去 B 社と取引のあったフリーの写真家 X さんから、広報誌の中に X さんの写真が無断で使用されている旨の指摘を受け、B 社に確認したところその事実があることがわかりました。写真家 X さんに訴訟を提起された場合、A 社はこの著作権侵害について責任を負うでしょうか。

(答え) 原則として A 社は著作物侵害の責任を負わないと考えられる。

通常、請負契約型の著作権契約には、「B 社は、対象物 X を構成する全ての著作物について著作権を有することを保証する」または「B 社は、対象物 X についてすべての著作権を有し、かつ他人の著作権を侵害していないことを保証する」などの保証条項を入れますが、この約定があるからといって A 社が著作権侵害について免責されるとはいえません。同様なケースの判決例には、依頼主の責任を認めた判決と認めなかった判決の両方が存在し、結局のところ、その差は依頼主の事業内容や出版物への関わり方の相違に拠ったと考えられます。上記問題のケースでは、A 社は出版物を取り扱うことを業務としないメーカーであり、

B社は著作権処理を含めた業務を請け負っていると考えられますから、注意義務を負わせるのは酷と判断されるものと思われます。

★被告乙、丙は住宅会社であり、被告甲という広告会社に任せており、注意義務違反を認めることができないとして依頼主に損害賠償を認めなかった判決例：「ユーザー評判記事事件」（大阪地判 H17. 1.17）

★被告乙社は、本来的に自らの業務に属する本件各書籍の編著及び出版の一部を被告甲に分担させているのであるから、自らが編著、出版業務を行う場合以上に高度の注意義務を負うというべきとして依頼主に損害賠償を認めた判決例：「表紙イラスト事件」（東京地判 平 16.6.25）。

### コラム 6 ～ 著作権契約の必要性

「なぜ特許に比べて著作権は契約が重要なのですか？」

……著作権はその譲渡や利用許諾が自由であることが法上に明記されていますが（61条, 63条）、その契約は特に法律で決められた形式があるわけではなく、当事者の合意により成立することについては、他の契約と同じです。しかしながら、野菜を八百屋さんで買うような物の売買契約と違い、著作物が無体物である故に例えば次のようなトラブルが生じることがあります。

★著作物の原作品の所有権と著作権の相違

→絵画を購入した美術館であっても勝手に所蔵品の画集を出せない。

★対価の意味の不明確さ

→発注者は発注してお金を払ったというだけでは著作権は移転しない。

★利用許諾の範囲の不明確さ

→講演者に講演録の広報誌掲載を許諾してもらったが、HP掲載は許諾外であった。

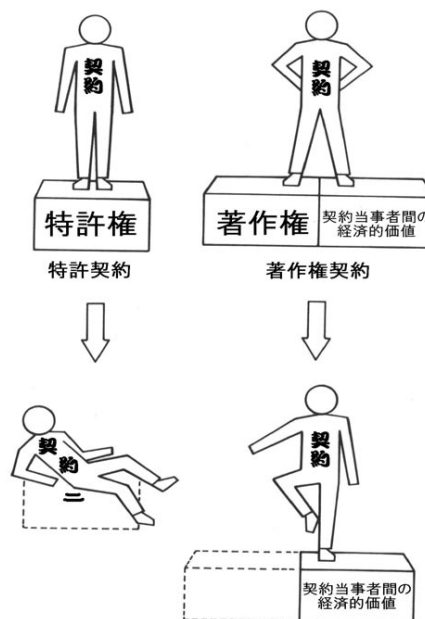
★著作者人格権の取決め

→絵画の著作権を買い取ったが、勝手に改変できない。

このように契約が無い場合にはトラブルが多発しますので、著作権の譲渡や利用許諾において、契約書の作成は不可欠な作業といえます。また、契約自由の原則（民法 91 条）から、特にプログラムの使用許諾契約においては、(a) リバースエンジニアリングの禁止、プログラムの使用者の限定など支分権以上の制限を加重したり、(b) プログラムの改変禁止など権利制限を撤廃するような

契約も行われる傾向にあります。

また、特許権の譲渡や実施許諾は特許権または特許を受ける権利の存在の上に成り立つという構造があるのに対して、著作権はプログラムのアウトソーシングなど請負契約の上に著作物が制作される場合が多く、この場合は著作権としての保護が無くとも著作物の経済的な価値が存在するという構造が存在します。このため、権利の消滅により契約が無意味になることが多い特許契約と比べて、著作権契約は対象物の経済的価値に基づいて結ばれるものが多く、この点からも両者の相違を認識する必要があります。



なお、著作権契約の作成について、文化庁は「著作権契約書作成支援システム」をホームページ上で公開しており（<http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/c-system/index.asp>）、必要事項を入力していけば自動的に（無料で！）著作権契約書を作成してくれるサイトです。このシステムは、契約対象のイラストやビデオを制作する請負条項や、著作者人格権の処理を考慮してくれるなど、「特許電子図書館」と同じようにたいへん使い勝手がよいので、是非アクセスして著作権契約の制作作業を体験してみてください。

最後に、初校でたいへん読みにくかったであろう本稿を最初に読んでいただき、訂正、表現の変更、感想など助言をいただいた著作権委員会の川崎仁先生と石井茂樹先生に謝辞を申し上げます。

（原稿受領 2006.11.22）